

## 公益社団法人習志野市シルバー人材センター専門部会設置要綱

### (専門部会の設置)

第1条 公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業運営の円滑な推進を図るため、理事会の諮問機関として専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (部会の名称、部会員の定数及び所掌業務)

第2条 部会の名称、部会員の定数及び所掌業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総務部会 部会員の定数を7人以内とする。

- ア 財務及び組織に関すること
- イ 諸規程の制定及び改廃に関すること
- ウ 会員の福利厚生に関すること
- エ 他の部会の所掌に属さない管理運営に関すること

(2) 事業部会 部会員の定数を7人以内とする。

- ア 高齢者に適した仕事の開拓及び提供に関すること
- イ 会員の加入拡充に関すること
- ウ 会員の技能講習及び研修に関すること
- エ 独自事業の開発及び運営に関すること
- オ 受注単価の設定及び改定に関すること
- カ その他事業に関すること

(3) 広報部会 部会員の定数を5人以内とする。

- ア センターの普及啓発及び宣伝に関すること
- イ 会報「生きがい通信」の編集及び発行に関すること
- ウ その他の広報に関すること

### (部会員の構成及び選任)

第3条 部会員は、理事及び正会員をもって構成する。

- 2 理事は互選により1部会に所属し、正会員は会長の推薦により選任することができる。
- 3 部会員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

### (部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会員の選任と任務)

第5条 部会に部会長及び副部会長それぞれ1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は理事とし、会長が推薦して理事会の承認を得なければならない。
- 3 部会長は、部会を代表して会務を統括する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、部会長が招集する。

- 2 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、会議の結果を理事会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 会議において必要と認めるときは、センター関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、センター事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。